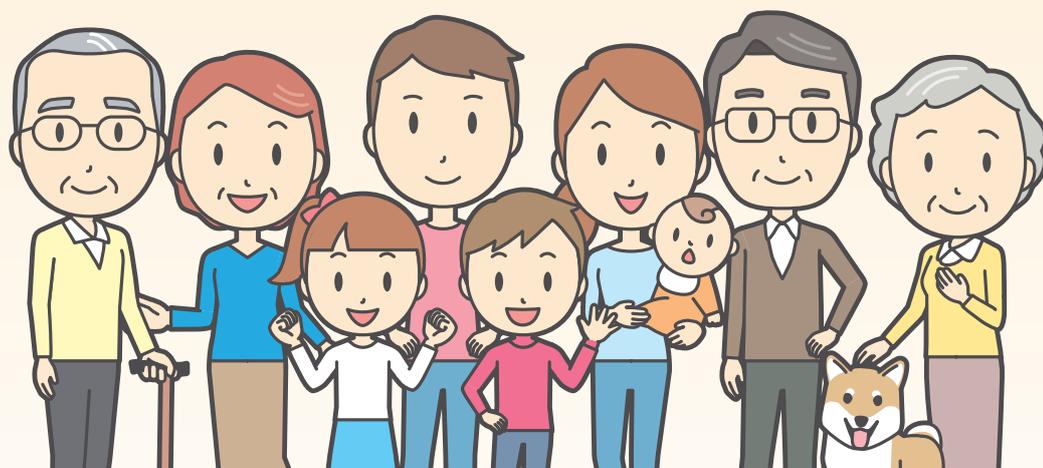
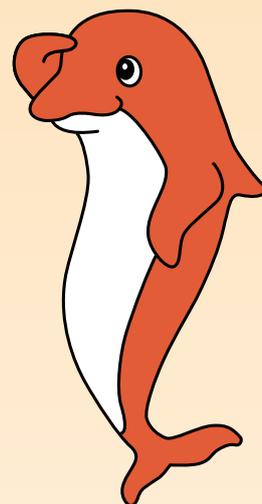
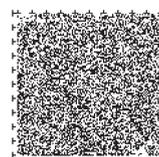


目黒区保健医療福祉計画 概要版

令和3年3月

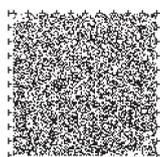


目黒区



目次

第1章	計画の概要	1
第2章	計画の基本的な考え方	2
第3章	地域保健福祉を推進する施策	
第1節	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実	
1	包括的相談支援体制の充実	4
2	地域の支え合いの推進	5
3	福祉教育の推進	5
4	権利擁護の推進	6
5	認知症施策の推進	6
6	ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止	7
7	生活困窮者に対するセーフティネットの充実	7
8	災害時要配慮者支援の推進	8
	令和元年度実施 高齢者の生活に関する調査（抜粋） 介護が必要になった場合に希望する暮らし方	8
第2節	地域包括ケアシステムの深化・推進	
1	地域包括支援センターの機能強化	9
2	介護サービス基盤の整備と家族介護者等への支援の充実	9
3	生活支援サービスの充実	10
4	住まいの確保	10
5	在宅医療と介護・福祉の連携	11
6	介護・福祉人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上	11
第3節	生涯現役社会・エイジレス社会の推進	
1	介護予防・フレイル予防の推進	12
2	社会参加・居場所づくり・就労支援の推進	12
第4節	障害のある人への支援の充実	
1	身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組みづくり	13
2	誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくり	13
3	ともに暮らすまちづくりの実現	14
4	障害のある児童の健やかな育成のための発達支援	14
第5節	子育て・子育てへの支援の充実	
1	子育て・子育てへの支援	15
第6節	健康で安心して暮らせるまちづくり	
1	健康危機管理対策の充実	16
2	健康づくりの推進	16
3	地域保健医療体制の推進	17
4	安全で快適な生活環境の確保	17



各ページの角の位置に印刷された模様は、ユニボイス（Uni-Voice）という音声コードです。スマートフォンのアプリや活字文書読上げ装置を使って音声で内容を聞くことができます。模様の印刷された部分には、位置を分かりやすくするために切り欠きを付けてあります。

1 計画改定の背景

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境の変化等による福祉ニーズの多様化・複雑化への対応が求められる中、平成28年、国の「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」の実現が示されました。

平成29年、社会福祉法改正により包括的支援体制の整備が市区町村の努力義務となったことから、区においても、高齢者を中心に推進してきた「地域包括ケアシステム」の取組を障害者、子ども等への支援、複合課題にも広げ、包括的支援体制の構築に取り組んできました。令和2年の同法改正により重層的支援体制整備事業が創設されるなど、人と人、人と地域のつながりを生まれやすくするための環境整備の推進が図られました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、感染の不安だけでなく、経済的な不安等、生活の課題が増え、人や地域のつながりが弱くなってしまふことが懸念されています。

令和3年3月、区は、「目黒区基本構想」を新たに策定しました。行政運営の基本的かつ総合的な指針となる目黒区基本構想に沿って、引き続き「地域共生社会」の実現を目指し、福祉の各分野を超えた包括的支援体制を充実させていくこととし、新たな課題に対応した内容に改定します。

2 計画の性格

保健医療福祉計画は、目黒区基本構想のもと、目黒区基本計画の補助計画として位置づけるとともに、すべての区民を対象とした保健医療福祉の施策を総合的に推進するための基本となる計画とします。社会福祉法に定める地域福祉計画及び老人福祉法に定める老人福祉計画の性格を併せ持った計画とします。

3 計画の期間

令和3年度から7年度までの5年間とします。3年目の令和5年度に見直しを行い、令和6年度から新計画に改定します。

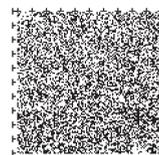
4 計画の進捗管理

毎年度その実績を把握し、評価を行います。評価結果は区民に公表します。

5 計画とSDGs

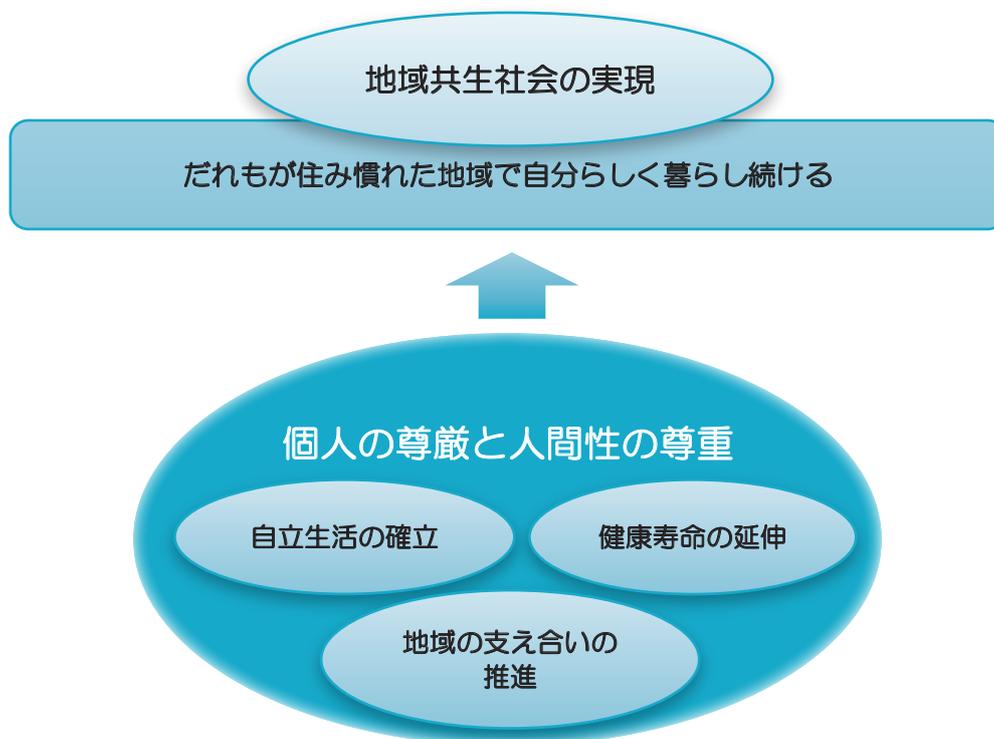
SDGs（エス・ディー・ジーズ：Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年（平成27年）、国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した世界共通の目標です。

SDGsの「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」とは、本計画が目指す「地域共生社会」の実現につながるものであり、本計画の基本理念や基本目標は、SDGsが示す各目標とも共通するものです。

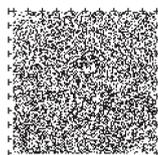


1 計画の基本理念

「地域共生社会」の実現に向けて、だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、「個人の尊厳と人間性の尊重」を基盤とした、「自立生活の確立」、「健康寿命の延伸」及び「地域の支え合いの推進」を基本理念とします。また、以下の基本的な考え方に沿って施策を推進します。



- お互いの存在と人格を尊重し、だれもが平等に大切にされる地域社会をつくる。
- だれもが健康で、生きがいをもって自分らしく活躍できる環境をつくる。
- だれもが住み慣れた地域で孤立することなく、安全に、安心して生活できる環境をつくる。
- だれもが暮らしの中で直面する困難について身近な地域で安心して相談し、必要な支援を求めることができる仕組みを確立する。
- だれもが自らの力や意思で生活を営めるように、保健・医療・福祉などの必要なサービスが切れ目なく総合的に提供されるようにする。
- 人に優しく、人と人とのつながりを大切に、区民・事業者・行政の協働により、支え合う地域社会をつくる。
- 支援を必要とする当事者を含めて、区民が保健医療福祉に関する政策形成過程に参画する機会を充実する。



2 計画の体系（6つの基本目標と施策の方向）

<p>＜基本目標1＞ 地域共生社会の実現に向けた 包括的支援体制の充実 (各福祉分野の共通事項)</p>	<p>＜基本目標2＞ 地域包括ケアシステムの 深化・推進</p>	<p>＜基本目標3＞ 生涯現役社会・エイジ レス社会の推進</p>
<p>＜施策の方向＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 包括的相談支援体制の充実 2 地域の支え合いの推進 3 福祉教育の推進 4 権利擁護の推進 5 認知症施策の推進 6 ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止 7 生活困窮者に対するセーフティネットの充実 8 災害時要配慮者支援の推進 	<p>＜施策の方向＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センターの機能強化 2 介護サービス基盤の整備と家族介護者等への支援の充実 3 生活支援サービスの充実 4 住まいの確保 5 在宅医療と介護・福祉の連携 6 介護・福祉人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上 	<p>＜施策の方向＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防・フレイル予防の推進 2 社会参加・居場所づくり・就労支援の推進
<p>＜基本目標4＞ 障害のある人への支援の充実</p>	<p>＜基本目標5＞ 子育て・子育てへの支援の 充実</p>	<p>＜基本目標6＞ 健康で安心して暮らせる まちづくり</p>
<p>＜施策の方向＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身近な地域で暮らし続けることができる仕組みづくり 2 誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくり 3 とともに暮らすまちづくりの実現 4 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援 	<p>＜施策の方向＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て・子育てへの支援 	<p>＜施策の方向＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康危機管理対策の充実 2 健康づくりの推進 3 地域保健医療体制の推進 4 安全で快適な生活環境の確保

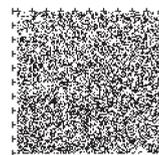
3 計画事業の見方

【新規】新たに計画に掲載する事業

【重点】重点的に取り組む事業

【数値】数値目標のある事業

【継続】前計画から継続して掲載している事業



第1節 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実

1 包括的相談支援体制の充実

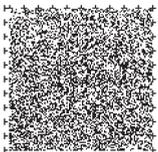
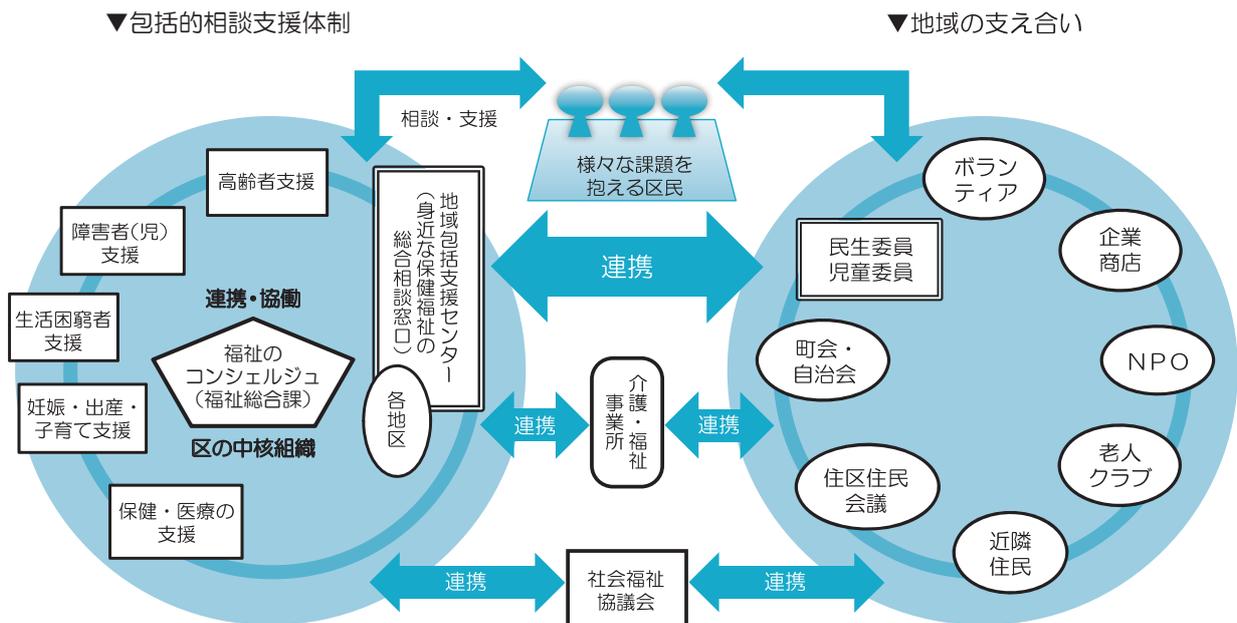
制度や分野の枠、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を実現するため、高齢、障害、子ども、生活困窮など福祉の各分野の相談支援機関の機能を維持しながら、分野横断的に連携・協働する包括的相談支援体制を充実させていきます。

	施策	主な計画事業
1	多様なニーズに対応する包括的相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の総合相談支援の充実【重点】 ソーシャルワーク機能の向上【重点】
2	身近な地域における包括的相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実【重点】
3	コミュニティ・ソーシャルワーク機能の強化による地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）※による地域づくりの推進【新規・重点】

※コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）：地域を基盤として活動し、地域の中で支援につながらず困っている人を発見し支援するとともに、制度の狭間にいる人に寄り添い、地域の人とともに支援していくことを通して、個人の問題を地域共通の課題ととらえ、住民とともに新たな支援の仕組みをつくり出していく地域福祉の専門職。

【包括的支援体制のイメージ】

1 包括的相談支援体制	高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など福祉の各分野を超えた様々な課題に対応するために、対象別に分かれている各相談支援機関の機能を維持しながら、分野横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制を構築していきます。
2 地域の支え合い	福祉の地域づくりへの支援・調整の取組を進め、包括的相談支援体制との連携を図ります。



2 地域の支え合いの推進

今後、高齢・単身化が進むことが予測される中、人々の暮らしや地域の在り方は複雑化・多様化しています。血縁や地縁といった共同体機能の弱まりに伴い、生活課題への支援を必要とする人が増えることが見込まれています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活の様々な場面で困難や不安に直面する人が増加し、つながりや支え合いの必要性は今まで以上に高まっています。

区は、生活支援体制整備事業等により支え合いの仕組みづくりを進めるとともに、地域の支え合い活動を担う人材の確保・育成や、地域住民が地域の生活課題を把握し、解決に向けて活動を起こせるよう環境を整えていきます。

	施策	主な計画事業
1	支え合いの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活支援体制整備事業の推進【重点】 ▶ 地域における見守り活動の推進【重点・数値】
2	地域福祉の担い手の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ めぐるシニアいきいきポイント事業の推進【重点】 ▶ 地域デビューの支援【継続】
3	活動の充実に向けた環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民生委員・児童委員の地域福祉活動の推進【継続】 ▶ 団体・NPO等の地域活動の推進【継続】

3 福祉教育の推進

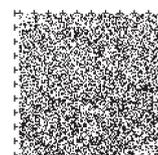
福祉教育は、憲法に規定された基本的人権を前提としています。SDGsの核には人権があり、その前文では「誰一人取り残さないことを誓う」とうたわれています。

平成28年に発生した相模原市の障害者支援施設における事件を受け、共生社会の実現と、そのための理解促進の重要性があらためて認識されています。

包摂する社会は、災害や経済危機などの危機に対して強靱で回復力があります。区は、福祉を取り巻く課題の学習を通して共に生きていく力や課題を解決する実践力等を身に付ける福祉教育を推進し、地域における社会的排除・社会的孤立の解消に取り組んでいきます。

	施策	主な計画事業
1	地域福祉に関する学び合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小中学校での福祉教育の推進【継続】 ▶ 学校・企業等での福祉学習の支援【新規】 ▶ 小中学校における認知症サポーターの養成【数値】
2	心のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害者差別解消に向けた取組【重点】 ▶ 人権尊重を課題とした社会教育講座の実施【新規】 ▶ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障害者への理解促進【重点】
3	ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）[*]の意識の普及・啓発【新規】 ▶ 「助けてと言える社会」づくり【新規】

^{*}ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）：貧困やホームレス状態に陥った人々、障害や困難を有する人々、制度の狭間において社会サービスの行き届かない人々を排除し孤立させるのではなく、地域社会への参加と参画を支援し、社会の構成員として包み込むこと。



4 権利擁護の推進

認知症やひとり暮らし等高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まっています。社会福祉協議会の権利擁護センター「めぐろ」が、成年後見制度推進機関として実施する各事業を充実させるとともに、市民後見人を増やすなど成年後見制度の利用を促進する取組を進めます。

また、後見人等を含め、本人に関わる支援者が常に「意思決定の中心に本人を置く」という本人主義を実現するために、意思決定支援の共通理解を図り、質の高い支援を目指します。

「見守りめぐねっと」の拡充や地域における見守りの中で、虐待の予防と早期発見に努めるとともに、福祉施設等において虐待防止に向けた啓発等を行っていきます。

	施策	主な計画事業
1	成年後見制度の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 成年後見制度の利用支援【継続】 ▶ 成年後見制度利用促進基本計画の策定【新規】
2	虐待防止に向けた取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者虐待防止対策の推進【継続】 ▶ 障害者虐待防止対策の推進【継続】 ▶ 児童虐待防止対策の推進【継続】
3	権利擁護に関する支援事業等の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 権利擁護に関わる制度の利用促進【継続】 ▶ 身寄りのない人等への支援事業【新規】
4	意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 意思決定支援の質の向上【新規】 ▶ 意思決定支援に関する普及・啓発【新規】

5 認知症施策の推進

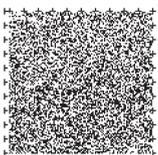
認知症に関する正しい知識を持って、認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症安心ガイドブック（認知症ケアパス）の普及や、容態の変化に応じて適時適切に対応できる仕組みづくりに取り組めます。

認知症になっても活躍できる社会、その人が生きたい生き方ができる社会の実現に向けて施策を推進します。



▲Dカフェ（認知症カフェ）の様子

	施策	主な計画事業
1	認知症の人にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 認知症への理解を深めるための普及・啓発【数値】 ▶ 認知症 SOS ネットワーク等の構築【新規・重点】
2	認知症予防と容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 認知症の早期発見と予防の取組【新規・重点】 ▶ 適時・適切な医療、介護等の提供【数値】 ▶ 地域密着型サービスの整備促進【重点・数値】



6 ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止

平成31年、国は、ひきこもり状態にある40歳～64歳の人が全国に61万人との推計を公表しました。区は、平成31年4月、相談支援の中核組織である福祉総合課をひきこもり支援の担当部署とし、本人・家族に寄り添いながら支援しています。関係機関と連携し、「断らない相談支援」を充実させていきます。また、家族や職場、地域における人間関係が希薄で、社会的に孤立し、自ら支援を求めることが困難な人がいます。生きづらさを抱え、社会とのつながりを失っている人が、再び社会とつながるための支援に取り組みます。

	施策	主な計画事業
1	ひきこもり状態にある人への支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ひきこもりの相談支援の充実【新規・重点】 ▶ ひきこもりへの理解を深めるための啓発と孤立を防ぐ地域づくり【新規・重点】
2	社会的なつながりが弱い人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）による地域づくりの推進【新規・重点】 ▶ 「助けてと言える社会」づくり【新規】 ▶ 地域における見守り活動の推進【重点・数値】

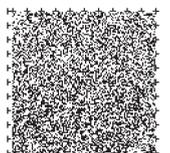
7 生活困窮者に対するセーフティネットの充実

平成30年、生活困窮者自立支援法が一部改正され、基本理念の明確化や生活困窮者[※]の定義の見直し、自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務化等が図られました。併せて生活保護法も改正され、生活保護世帯の子どもの進学支援、医療扶助の適正化のほか、生活習慣病の予防等の取組が強化されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮に陥る人が増加しています。生活保護制度と生活困窮者自立支援制度、双方の趣旨等を踏まえ、生活困窮者の自立と尊厳の確保に配慮しながら、一人ひとりの状況にきめ細かく対応した相談支援を充実させていきます。

※生活困窮者：生活困窮者自立支援法では、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されています。

	施策	主な計画事業
1	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総合相談窓口体制の充実・強化【継続】
2	自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活困窮者自立支援事業と生活保護法に基づく支援事業との重層的な連携・促進【重点】 ▶ 健康管理支援の充実【新規】 ▶ 次世代育成支援の充実【継続】 ▶ ひとり親家庭の学習支援事業【新規】
3	連携体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活困窮者支援のための庁内連携の推進・強化【継続】
4	生活困窮者支援の周知の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 周知方法の工夫等による広報の更なる充実【継続】



8 災害時要配慮者支援の推進

災害対策基本法では、高齢者や障害者を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、本人の同意が得られた場合には、名簿情報を避難支援等関係者（消防署、警察署、民生委員・児童委員、町会・自治会）に提供することが定められています。

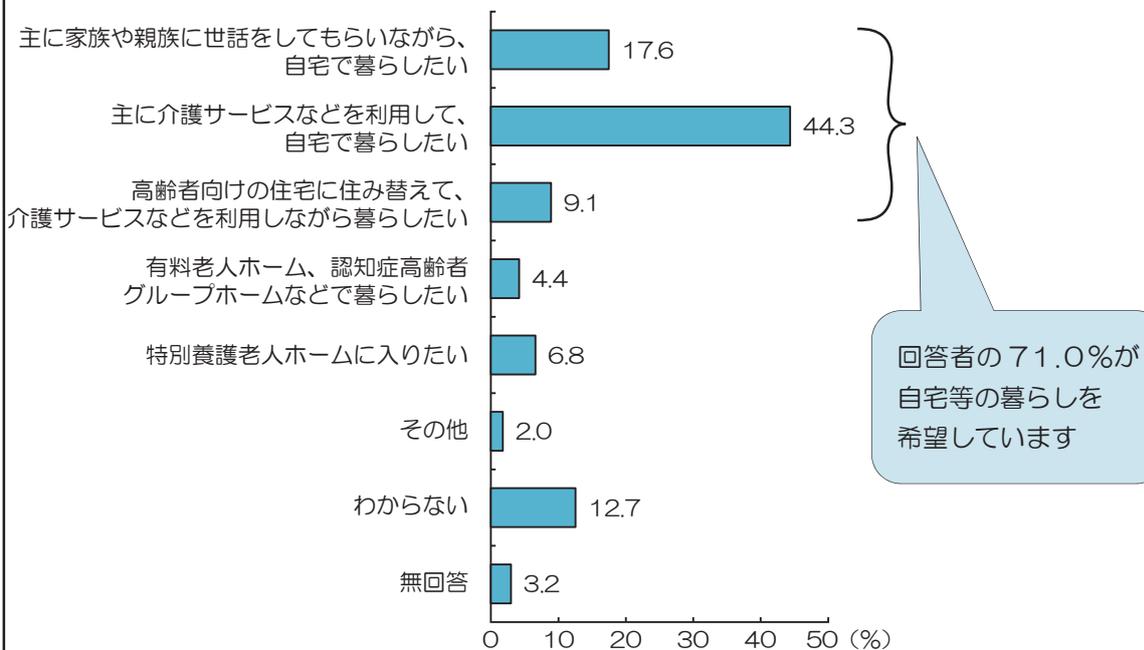
区では、引き続き避難行動要支援者名簿を作成し、各地域避難所へ配備するとともに、個人情報に関する協定を締結した町会・自治会等や避難支援等関係者に、同意された方の名簿情報を提供します。また、一人ひとりの避難支援情報を記載した「災害時個別支援プラン」の作成や、地震や風水害等が重なる複合災害、感染症への対応を進めていきます。

	施策	主な計画事業
1	避難支援対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難行動要支援者名簿（対象者名簿・登録者名簿）の作成・配備【重点】 ▶ 個別支援プラン作成の推進【重点】 ▶ 災害・感染症対策に係る介護・福祉事業者等の連携体制の整備【重点】
2	避難所生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域避難所における要配慮者対策の推進【重点】 ▶ 福祉避難所における要配慮者支援の推進【重点】
3	在宅避難生活の支援の推進	▶ 要配慮者の在宅避難生活の支援体制の充実【重点】

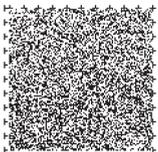
【令和元年度実施 高齢者の生活に関する調査（抜粋）】

介護が必要になった場合に希望する暮らし方

問 今後、介護が必要になったとき、どのような暮らし方をしたいと思いますか。
(〇は一つ)



総数=1,742



第2節 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括支援センターの機能強化

区では、地域包括支援センターを「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」と位置付け、5地区に1か所ずつ設置しています。介護保険法に基づく地域包括支援センターの業務に加え、全ての区民を対象に、世帯が抱える課題を丸ごと受け止め、地域の様々な団体や関係機関等と連携・協働しながら、適切な支援や地域資源につなげる役割を担っています。

引き続き、相談しやすい環境づくりや多職種連携を進めるほか、制度の狭間にある人や複雑な課題を抱える人に対する支援を充実させていくため、地域資源の掘り起こしや地域のネットワークづくりに取り組みます。

	施策	主な計画事業
1	相談支援体制の強化	▶ 地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実【重点】
2	地域及び関係機関との連携の強化	▶ 地域包括支援センターの認知度向上及び支援体制強化【重点】

2 介護サービス基盤の整備と家族介護者等への支援の充実

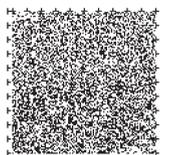
介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、在宅での生活を支える居住系サービスや、在宅生活の継続が困難な方のための施設サービスの提供が不可欠です。

小規模多機能型居宅介護・認知症高齢者グループホームなど地域密着型サービスの整備促進や、特別養護老人ホームの整備促進に取り組むほか、要介護者を在宅で介護する家族等への支援を充実させていきます。



▲こぶしえん（特別養護老人ホーム・身体障害者入所施設等複合施設）

	施策	主な計画事業
1	介護サービス基盤の整備	▶ 地域密着型サービスの整備促進【重点・数値】 ▶ 特別養護老人ホームの整備促進【重点・数値】
2	介護者・家族支援の充実	▶ 訪問保健相談事業【新規】 ▶ 緊急ショートステイ事業の実施【重点】



3 生活支援サービスの充実

団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）以降は、高齢化が加速し、令和22年（2040年）をピークに、支援が必要な高齢者の増加が見込まれます。高齢者のニーズに合わせて生活支援サービスを充実させて、地域で高齢者を支える仕組みを構築していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、高齢者を含めた担い手の発掘・育成、地域資源の開発やネットワーク化等を多面的に推進していきます。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯への支援、介護が必要な高齢者とその家族を支えるサービス等の充実を図ります。



▲非常通報システム機器

	施策	主な計画事業
1	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護予防・生活支援サービス事業の充実【継続】 ▶ 生活支援体制整備事業の推進【重点】
2	在宅生活の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ひとり暮らし等高齢者登録【数値】 ▶ 非常通報システム設置事業の実施【重点】

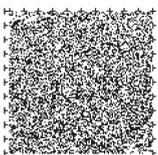
4 住まいの確保

住まいは、人が地域社会とのつながりを保ちながら生活していく拠点であり、その確保は自立した生活を営むためにも重要です。高齢者、障害者、生活困窮者、子育て世帯など住宅確保要配慮者が地域で安心して暮らし続けられるよう住まいの提供や居住支援に取り組み、住宅セーフティネットを確保します。



▲認知症高齢者グループホーム
あいある下目黒

	施策	主な計画事業
1	区営住宅・福祉住宅等住まいの提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域密着型サービスの整備促進【重点・数値】 ▶ 障害者グループホームの整備支援【重点・数値】
2	多様な世帯が安心して住み続けるための居住支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者世帯等居住継続家賃助成【継続】 ▶ 住宅リフォーム資金助成【継続】
3	住宅施策と福祉施策が連携した切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者等居住あんしん補助（少額短期保険等の費用助成）【新規】



5 在宅医療と介護・福祉の連携

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制を構築していきます。

身近な地域の病院・診療所等の情報を分かりやすく提供していくほか、多職種による研修等を開催します。



▲在宅療養フェアでの講演会

	施策	主な計画事業
1	在宅療養のための地域資源の情報提供	▶ 在宅療養のための地域資源の情報提供【継続】
2	在宅医療と介護・福祉の連携	▶ 在宅療養と介護の連携【継続】 ▶ 医療的ケアが必要な児童等への支援【重点】
3	区民への啓発事業及び在宅療養相談窓口の充実	▶ 区民への啓発事業及び在宅療養相談窓口の充実【継続】

6 介護・福祉人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上

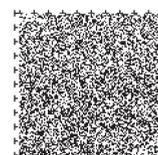
少子・高齢化の進展等により、福祉分野全体で人手不足が一層深刻化することが見込まれます。引き続き介護・福祉人材確保事業の充実を図り、職員の定着・離職防止に取り組みます。

また、事業者に対する指導・監査や研修等の支援によりサービスの質の向上を図ります。



▲めぐろ福祉しごと相談会

	施策	主な計画事業
1	介護・福祉サービス人材の確保・定着・育成	▶ 基幹相談支援センターにおける人材育成【重点】 ▶ 目黒区主任介護支援専門員連絡会への支援【新規】
2	苦情対応等の体制の充実	▶ 保健福祉サービス苦情調整委員制度の推進【継続】
3	介護・福祉サービス事業者の指導・育成	▶ 事業者指導・監査の充実【継続】
4	サービス評価・公表の充実	▶ 第三者評価制度の推進【継続】



第3節 生涯現役社会・エイジレス社会の推進

1 介護予防・フレイル予防の推進

高齢者をはじめ、誰もが社会で役割を持って活躍できる前提として、介護予防・健康づくりを強化し、健康寿命の延伸を図ることが求められています。介護予防・フレイル^{*}予防について普及啓発するとともに、ボランティアの介護予防リーダー（シニア健康応援隊）を育成し、住民主体の通いの場等を支援していきます。また、医療専門職の通いの場等への積極的な関与を通して、効果的・効率的な介護予防・フレイル予防活動を支援します。

^{*}フレイル：筋力・認知機能・社会とのつながりが低下し、加齢等により心身が衰えた状態のこと。



▲シニア健康応援隊の活動

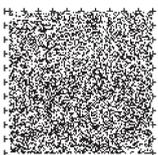
	施策	主な計画事業
1	介護予防事業の充実	▶ 一般介護予防事業【重点】
2	地域介護予防活動の推進	▶ 地域介護予防活動支援事業【重点】

2 社会参加・居場所づくり・就労支援の推進

高齢者が地域社会の中でいきがいや役割をもっていきいきと生活できるよう、エイジレス社会の実現に向けて、高齢者のいきがいづくりや仲間づくり活動を支援します。

高齢者の社会参加は、介護予防や閉じこもり防止にもつながるため、気軽に通うことのできる地域の居場所づくりを推進し、健康増進に役立つ事業に取り組みます。また、高齢者の就労意欲や能力を活かすため、就業機会の創出に取り組みます。

	施策	主な計画事業
1	高齢者の生きがい活動の支援	▶ 老人クラブ活動への支援【数値】 ▶ 高齢者のICT活用支援【新規】
2	社会参加の推進と居場所づくり	▶ めぐるシニアいきいきポイント事業の推進【重点】
3	高齢者の就業支援	▶ 高齢者の就業機会の創出【新規】



第4節 障害のある人への支援の充実

1 身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組みづくり

障害のある人が、地域において必要なサービスを受けながら、自らの意思が反映された生活を送るために相談支援体制の機能強化を図ります。

また、障害のある人の高齢化や障害の重度化に伴い必要となる支援サービスを提供し、保健・医療・福祉の関係機関による情報共有や連携体制を推進します。



▲発達障害支援拠点 ぼると

	施策	主な計画事業
1	相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 身近な相談支援提供体制の充実【重点】 ▶ 基幹相談支援センターの整備による相談支援体制の構築【重点】 ▶ 発達障害支援事業の充実【重点】
2	保健・医療・福祉サービスの連携	▶ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【重点】
3	地域における日常生活の支援	▶ 短期入所事業の実施【継続】

2 誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくり

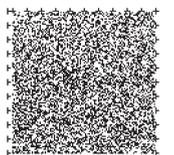
障害のある人が、地域社会の一員として教育・就労等の機会を得て充実した生活を送るために、必要なサービスの提供を図ります。就労意欲のある人が、多様な就労形態をとることができるよう就労支援・定着支援や生活支援の充実を図ります。

また、障害のある人が、地域を支える担い手となり、自分らしく活躍し貢献できるような場や機会の提供などの環境づくりに取り組みます。



▲グリーンカフェ西郷山

	施策	主な計画事業
1	社会参加を促進するための支援	▶ 意思疎通支援及び情報保障の充実【新規】
2	就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就労支援事業の充実【継続】 ▶ 就労定着支援の推進【継続】
3	多様な活動の場の提供	▶ 日中活動の場の整備【数値】



3 ともに暮らすまちづくりの実現

障害の有無にかかわらず分け隔てることなく、ともに地域で暮らせるまちづくりを推進するために障害や障害特性に対する理解を深め、相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会の実現を目指します。また、障害のある人や、高齢者、子ども等、誰もが利用しやすい公共施設等の整備に取り組みます。

	施 策	主な計画事業
1	地域における安定した暮らしの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害者グループホームの整備支援【重点・数値】 ▶ 障害者施設に係る区有地、国・所有地、既存施設等の活用の促進【重点】
2	ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間建築物等の整備促進【継続】 ▶ 公園等の改良【数値】

4 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童の発達や成長段階に応じた切れ目のない支援を行うため、家族支援を含め、保健・医療・保育・教育・就労等の各分野の連携を一層推進します。

共生社会の実現に向けて、障害のある児童が、その障害特性に応じて必要な支援を受けながら、地域の障害のない児童と共に学び成長する機会を進め、障害のある児童とその保護者等が孤立することのないよう、心のケアを含めた家族支援の充実を図ります。

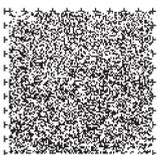


▲児童発達支援センター



▲重症心身障害児通所支援事業所
あいらいず

	施 策	主な計画事業
1	多様なニーズに応える支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童発達支援センター機能の充実【重点】 ▶ 医療的ケアが必要な児童等への支援【重点】
2	ライフステージに応じた支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害のある児童の豊かな活動の場の提供【継続】 ▶ インクルーシブ教育システムの構築の推進【継続】



第5節 子育て・子育てへの支援の充実

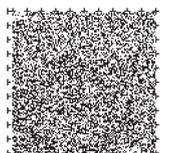
1 子育て・子育てへの支援

目黒区子ども総合計画に基づき、子どもに関する施策を総合的に展開します。多様な生活態様や働き方に合わせた保育サービスの充実に取り組むほか、令和元年度から、「子育て世代包括支援センター事業」として、子育て世代のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行っています。

また、子育て家庭が孤立せず、すべての子どもが地域で健やかに育つよう、関係機関と協力したネットワークを構築し、地域における子育ての支援を進めます。子どもの安全・安心な居場所としての児童館機能の充実や、多様な放課後の居場所の確保等を進めていきます。



	施策	主な計画事業
1	子育てへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育て世代包括支援センター事業【新規・重点】 ▶ ひとり親家庭の学習支援事業【新規】
2	多様な保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「ヒーローバス」運行事業【新規】 ▶ 認可保育園整備（区立保育園の民営化）【重点】
3	成長や発達に応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童発達支援センター機能の充実【重点】 ▶ 医療的ケアが必要な児童等への支援【重点】
4	地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども食堂推進支援事業【新規】
5	子どもの居場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童館整備【新規】 ▶ 放課後子ども総合プランの推進【新規】



第6節 健康で安心して暮らせるまちづくり

1 健康危機管理対策の充実

健康危機管理とは、感染症をはじめ、医薬品、食中毒、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務をいい、自然災害やテロに起因するものも含まれます。

新型コロナウイルス感染症は、世界中に感染が拡大し、国民生活や経済、社会に重大な影響を与えています。また、食をとりまく環境変化や国際化等に対応した食品の安全確保や、災害時の医療救護体制の確保等も課題となっています。

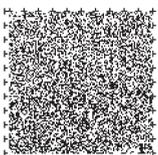
区は、健康被害の発生状況や保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえて、区民の生命及び健康を保護し、社会生活が維持できるように健康危機管理対策を推進していきます。

	施策	主な計画事業
1	感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新型インフルエンザ等対策の推進【継続】 ▶ 結核予防対策の推進【数値】
2	食品の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食品監視指導の充実【重点】 ▶ HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の推進【継続】 ▶ 食に関する普及・啓発【継続】
3	災害等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係機関との連携・協議体制の充実【継続】 ▶ 災害時医療体制の整備【継続】

2 健康づくりの推進

区は「健康めぐろ21（平成28～37年度）」において、健康寿命の延伸を基本理念とし、生活習慣病の発生予防と重症化予防、生活習慣の改善、高齢者の健康、こころの健康、健康を支える環境整備、食育の推進に取り組んでいます。行政と関係機関・団体が連携し、区民が生涯にわたり健康で活力あふれる生活が送れるよう、ライフステージや心身の状態に応じた各種の健康施策を引き続き積極的に推進していきます。

	施策	主な計画事業
1	生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 積極的な健診等の受診【数値】 ▶ がん検診【重点】
2	生活習慣の改善	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受動喫煙対策の実施【重点】
3	親子の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 出産・子育て応援事業（ゆりかご・めぐろ）【重点】 ▶ 子育て世代包括支援センター事業【新規・重点】
4	食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ライフステージに応じた食育の推進【継続】
5	こころの健康	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【重点】 ▶ 教育相談【重点】
6	公害保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公害保健福祉事業の充実【継続】 ▶ 公害健康被害予防事業の推進【継続】



3 地域保健医療体制の推進

区は、初期救急医療として、日曜・祝祭日・年末年始等における休日診療所及び休日調剤薬局並びに15歳未満の小児を対象にした平日夜間の小児初期救急医療を開設しています。

また、難病患者や家族の精神的・経済的あるいは介護面における負担軽減のため、国や東京都が実施している医療費助成等に加え、日常生活用具の給付等の支援や情報提供に努めています。

さらに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者が、自宅や地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、住まい、生活支援を一体的に提供するためのネットワークの構築に取り組んでいます。

引き続き、子どもから高齢者まで、だれもが地域で安心して医療を受けられる環境や二次救急も含めた休日・夜間の診療体制を確保していきます。

	施 策	主な計画事業
1	休日等診療体制の確保	▶ 休日等診療体制の確保【継続】
2	難病等保健医療対策の充実	▶ 難病等保健医療対策の充実【継続】

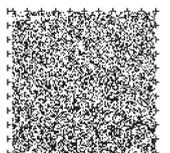
4 安全で快適な生活環境の確保

区民が健康で安全、快適な生活を送るためには、生活の拠点となる住宅や区民が利用する建築物、生活環境に関連する営業施設などの環境を良好に維持する必要があります。健康の視点を加えた質の高い生活環境を区民自らが築くことができるように、的確な情報提供を行う仕組みづくり、普及・啓発、支援の充実を推進します。

医薬品の安全確保については、長期にわたる多様な医薬品の服用に伴う患者への薬歴管理、服薬指導が重要となっています。また、麻薬や覚醒剤等に似た成分を含んだ危険ドラッグは、国や都と連携して、区民への危険性の周知を行っています。さらに、医療相談窓口（コールセンター）を設置し、診断や治療法、保険制度などを含めた一元的な相談、苦情対応を行っています。

動物の適正飼育については様々な意見や苦情が寄せられています。人と動物との調和のとれた社会の実現のため、普及啓発を継続していきます。また、災害時のペットの同行避難、被災動物への対応にも関心が高まっており、災害に備えた備蓄品などの整備を進めています。

	施 策	主な計画事業
1	快適な生活環境の確保	▶ 建築物に関する事前協議の充実【継続】 ▶ 居住環境の安全確保【継続】
2	医薬品等の安全の確保	▶ 医薬品等の監視指導の実施【継続】 ▶ 薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業者に対する普及啓発【継続】
3	動物の適正飼育の推進	▶ 動物の適正飼育の普及啓発【継続】 ▶ 狂犬病予防注射の接種率向上【数値】



目黒区の地域包括支援センター

北部包括支援センター

大橋1-5-1 クロスエアタワー9階
電話 5428-6891

東部包括支援センター

上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
電話 5724-8030

中央包括支援センター

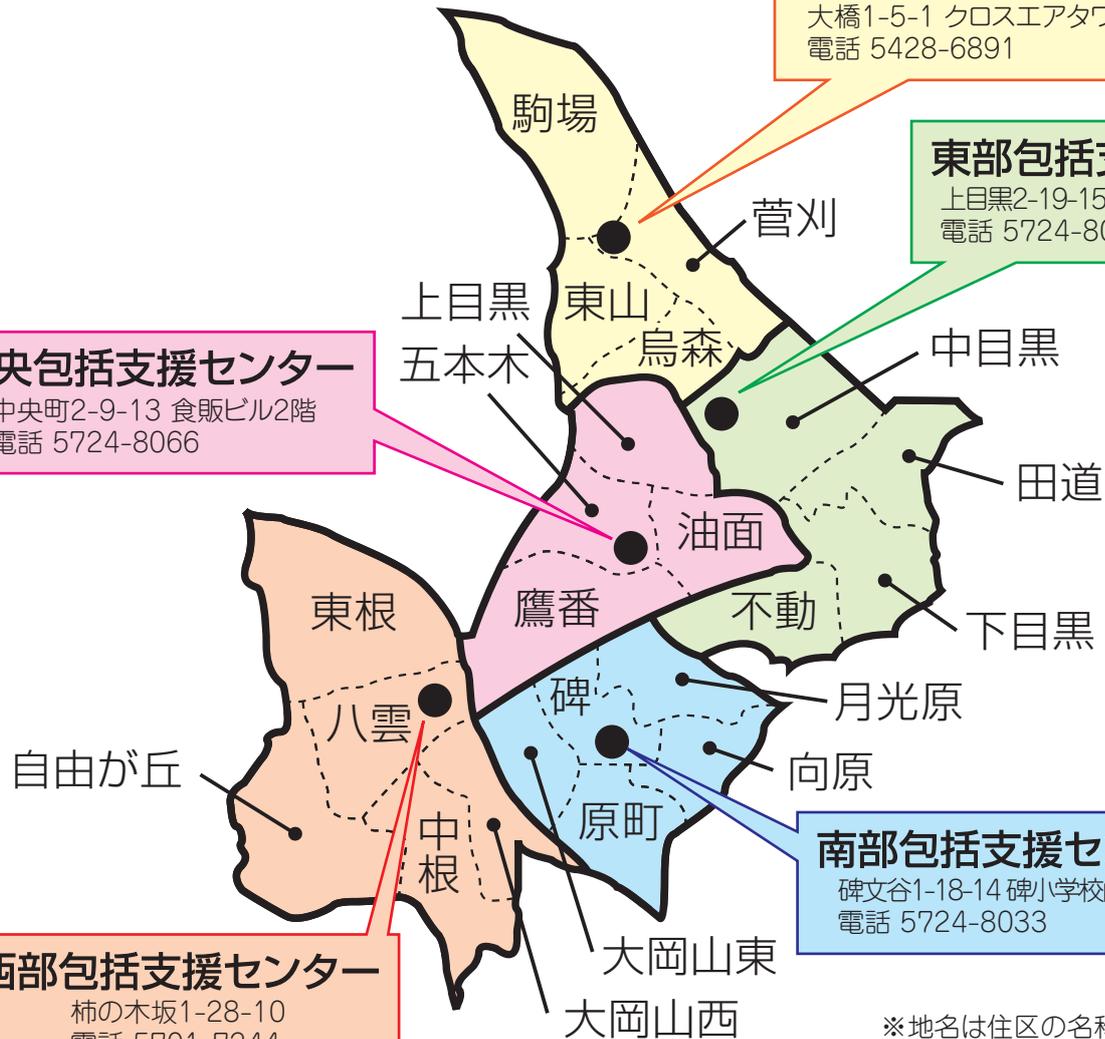
中央町2-9-13 食販ビル2階
電話 5724-8066

南部包括支援センター

碑文谷1-18-14 碑小学校内南西側
電話 5724-8033

西部包括支援センター

柿の木坂1-28-10
電話 5701-7244



※地名は住区の名称です

目黒区保健医療福祉計画 概要版

令和3年3月発行

発行：目黒区

編集：目黒区健康福祉部健康福祉計画課

〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号

直通電話 5722-9406

印刷：三協印刷株式会社

主要印刷物番号

2-48

